

## ワーキングチームの設置について（案）

令和 2 年 月 日  
文化審議会著作権分科会  
法制度小委員会決定

## （ワーキングチームの構成）

- 1 「小委員会の設置について」（令和2年6月26日文化審議会著作権分科会決定）  
4の規定に基づき、法制度小委員会に、以下のワーキングチームを置く。

|   | ワーキングチーム名                         | 検討課題                                                                    |
|---|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ① | 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム      | （１）絶版等資料へのアクセスの容易化について<br>（２）図書館資料の送信サービスについて<br>（３）その他                 |
| ② | 著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチーム | （１）独占的ライセンスの対抗制度の導入について<br>（２）独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について<br>（３）その他 |

## （ワーキングチーム員の構成）

- 2 （１）ワーキングチームに、座長を置き、法制度小委員会の委員のうちから、法制度小委員会の主査が指名する。  
 （２）ワーキングチーム員は、法制度小委員会の委員のうちから主査が指名した者及びその他の者であって主査と協議の上で文化庁が協力を依頼した者で構成される。

## （議事の公開）

- 3 ワーキングチームの議事の公開については、「文化審議会著作権分科会の議事の公開について（令和元年7月5日文化審議会著作権分科会決定）」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための文化審議会著作権分科会の議事の公開に関する当面の措置について（令和2年6月26日文化審議会著作権分科会決定）」に準じて行うものとする。